

緊急事態措置解除後のイベント及び公共施設等の再開に向けた対応方針

令和2年5月26日
新型コロナウイルス対策本部会議

本方針は、市主催のイベント開催時及び市の公共施設等における、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を整理し、緊急事態措置解除後のイベント及び公共施設等の再開に向けた対応方針とするものである。

現在休止しているイベント及び公共施設については、次に示す方針のもと、国及び埼玉県の動向を踏まえ、6月1日（月）より順次再開するものとする。

ただし、イベントや施設の状況により感染防止対策をとれない場合は休止を継続し、当面の間再開を見合わせるものとする。

1 イベント及び公共施設等の再開のための基本的な考え方

イベント主催者・施設管理者は、施設の規模やイベント等の形態を十分に踏まえ、会場内・施設内において、職員や出入りする民間事業者及びイベント来場者・施設来館者への新型コロナウイルスへの感染を予防するため、最大限の対策を講ずるものとする。

(1) 感染の予防

次に示す3つの条件（いわゆる「三密」）のある場を避けるなど、感染の回避を徹底する。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間であること）
- ②密集場所（多くの人が密集していること）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発話が行われる）

(2) 感染拡大の防止

イベント参加者・公共施設利用者の氏名・住所等の把握に努める。

（参加者・利用者の中で感染者又は濃厚接触者が発生した場合、保健所に感染者又は濃厚接触者に関する情報提供を行う。）

2 市主催イベント等の再開方針

国の示すイベント開催制限の段階的緩和の対処方針に準じて、再開するものとする。

市主催・共催以外のイベント等については、極力、この方針に基づいた対応への協力をお願いする。

3 公共施設の再開方針

次に示す感染防止対策を徹底するとともに、近隣市町における再開時期を考慮したうえで順次再開するものとする。

(1) 感染防止対策（基本事項）

- ①三密を防ぐために・・・
 - 毎時の換気
 - 一定の数以上の入場制限（屋外での待機等）

- 受付や更衣室での密集防止
- 社会的距離の確保
(受付等の際、人との間隔は、できるだけ2 m空ける)

②感染しない、感染させないために・・・

- 発熱（37.5 度以上又は平熱より 1 度以上高い）や咳などの風邪症状がある方、体調不良（倦怠感、息苦しい等）の方の制限
- 手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
(入口等への消毒設備の設置)
- マスクの着用
- 共用する物品などの最少化
- 鼻水・唾液のついたごみは、ビニール袋に入れて密閉
- 対面場所の遮蔽
- 消毒の徹底
- 共用タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止

(2) 感染防止対策（個別事項）

個別の施設における感染防止対策は、各種ガイドライン等を参考に施設所管課において定める。